

記録体における形式名詞「由」

小川 栄 一

一 はじめに

記録体の文体的特徴の一つに形式名詞の用法がある。用字法として中国本来の漢文にみえず、和文体にもみえない形式名詞が多数存在している。この事実は既に多くの先学によって指摘され、さらに発展して和漢混淆文体における変体漢文の影響、形式名詞の用字法等が議論されている。しかしなお将来の調査と考察とに委ねられた問題点が多い。まず個々の形式名詞のもつ意味・用法上の特徴、史的変遷の様相、成立過程とその時期、中国文献との関連、そしてその機能等、枚挙にいとまがない。さて、本稿では形式名詞「由」をとりあげて、その意味と用法とを分析し、さらに成立過程を考えてみる。「由」については既に山口佳紀氏の御論考がある。氏の御論は今昔物語語集を中心にしたもので、記録体の「由」にも言及はあるが論じ残された点が多い。

二 記録体の「由」字

今昔の「由」の用法について、山口佳紀氏は、①「活用語+由」、

②「体言+ノ由」、③「此ノ由」(其ノ由)、④「事ノ由」、⑤「由無し」、⑥「由無し事」の六種に分類し、①②③を形式体言とした。この分類原理を記録体の「由」にあてはめようとすると、訓点の施されていない大部分の記録体資料では①②の弁別が困難あるいは不可能である。また、形式名詞用法内部での意味分類を試みる必要があるうし、記録体の場合には漢文表記における「由」字の用法全体を視野に入れておくべきだろう。ここでは、氏とは別に次の基準による分類を試みた。(表I参照)

(I)形式名詞(ヨシ)

①原因・理由の意味をもつもの

②内容・趣旨の意味をもつもの

(II)名詞(or.造語成分)

③「事由」(コトノヨシ)

④「無由」(ヨシナシ)

(III)動詞(ヨル)

三 形式名詞「由」の意味と用法

まず、形式名詞の「由」の意味に、④原因・理由と⑤内容・趣旨との二つがあることは注意しておく必要がある。④の例を示す。

○文時所作呪願文十九年由、与直轄依異令、問其由之処、自即位年可計在位之教也、(村上天皇御記、康保元・二・二三)
○大閣下仰云、不可入坐之由、御消息再三示来、而光臨之由如何、惟扶朝臣申云、大臣宣、所煩只今頗平、仍参入者、(九条殿記・承平六・正・四)

○又被仰云、去月晦間御足留非尋常、召陰陽師可令占申、又召医家可令問其由、又可令奉仕御祈者、(小右記・天元五・二・四)

○仍代々国宰無更責徵、其由何者、或負名死去及四一十年、或負名逃散、已教千余人也、(尾張国解文八条)

○如聞(入)司去者、無道為宗、郡司者、正理為力、其由何者、郡司武芝年来恪勤公務、有譽無謗、(楊守敬旧藏本将門記・複製本三〇八)

右の例が原因、理由、由来、いわれ等の意味をあらわすことには異論はなからう。山口佳紀氏は今昔物語集にこの意味の「由」が一例あることを報告されている。記録体にはこのように少なからずみえるが、⑤内容・趣旨の「由」との用例数の比率をみるとかなり低い。

読みについては、右に掲げた楊守敬旧藏本将門記、真福寺本尾張国解文における加点例よりヨシであることが証される。ただし、高

山寺本古往来(院政期書写点)と同じくこの意味の「由」にユエ(ユヘ)という加点がある。

○但笛従去夏比、其声劣侍、其由者(一四二行)
色葉字類抄にも、ヨシ、ユエ(ユヘ)の両訓がみえる。

由ヨシ(ヨシに上・上の声点、由に合点) (前田本上ヨ辞字)
故ユヘ、由以致己上(故、由に合点) (前田本下ユ辞字)

この意味の場合にはヨシ、ユエの両方の読みがあったことになる。

次に、⑤内容・趣旨の意味の「由」は、(人間の発した)言語、(人間の)思维・知覚、記録・文書、規約・法令、その他の表現に關係して、その(概括的な)内容とか趣旨とかをあらわす語句をうけてそれを体言化し、右の表現の語句を修飾(連用、連体ともにあるが、数は連用の場合が圧倒的に多い)する。「由」のもつ実質的な意味は全く稀薄で、単に形式的な「こと、むね」等の意味しかもっていない。その機能は主に文法面において發揮されている。佐久間鼎博士は形式語(吸着語)の文法的機能として準用機能(品詞の資格付与)を重視し、形式名詞(名詞的な吸着語)は「主として体言の資格を与へる」ものとしておられる(『現代日本語法の研究』四〇八ペ)。形式名詞「由」は博士の述べる準用機能が典型的に成り立っている。

(-)人間の言語の内容趣旨をあらわす語句をうけるもの(表II)

「由」は人間の発したことばに關連するものが最も多い。ただその中には奏上、風聞、命令、その他もろもろの場合がある。

○大原野使右近将監藤原定行、令内侍奏向祭所、由上云々(醍醐天皇御記・延喜八・二・二)

○中御門末有炎火事、檢非違使等申其由、(貞信公記抄・延長四・

二・一六

○余稱_レ障由、不見_レ事畢、早罷出、(小右記・永延元・正・一五)

○參_レ東宮、啓_レ權大夫慶由、(御堂閑白記・寛弘四・正・二九)

○日彼彼寺大衆引_レ率數千之軍兵、燒_レ合岳之由、已有_レ其聞、(水左記・承曆五・八・一)

○于時_レ介良兼、依_レ因縁、到_レ着於常陸國也、將門、僅_レ聞此由、亦欲証_レ伐_レ、(楊守敬旧蔵本將門記・複製本二二二)

○若_レ以_レ有_レ只今_レ之由、申_レ款申定如措、申_レ、(高山寺本古往来二二六行)

○召_レ藏人俊連、仰_レ諸膳闕意之人可_レ勸之由、(貞信公記抄・承平二・二・一七)

この場合「言ふ」「聞く」という類の伝達関係の動詞、複合動詞、その他の語句(「有_レ其聞」など)と関連する。例の多いものは申、仰、奏、告、承、聞、云々、答、奏聞、啓(読みは色葉字類抄その他による)等であるが、このうち敬語の動詞、つまり話手と聞手との身分・地位が対等でなく上下のある動詞(申、仰、奏、承、奏聞、啓、等)の多いのが目立つ。調査範囲内で総語数八六・〇%、異なり語数六八・六%とかかなりの高率である。この解釈はしばらく保留するが、注目してよい事実である。(表Ⅲ)

(二)思惟、知覚、意志、感情等、心理的活動の内容、対象となる事柄、事実をうけるもの

○仍_レ今日可_レ勤仕_レ之由存_レ思給_レ之処、余乱_レ不_レ快也、仍_レ不能_レ參上之由令_レ奏了、(水左記・承曆四・一一・一四)

○但罷過之間番_レ箭拔_レ刀之者有_レ二両、依_レ暗夜_レ慥不知_レ其人云々、以_レ此事_レ知_レ有_レ鬪乱_レ由、(権記・長保元・一一・一)

○遣_レ左近官人_レ令_レ見_レ中重装束了不_レ之由、申云、装束已了(九条殿記・天曆元・一一・二六)

○左近將監元時、得_レ舞骨_レ之由、人々被_レ感、(合記・康治元・一一・二〇)

○大納言令_レ申云、昨闕_レ公事_レ式部省可_レ被_レ勸責_レ之由、候_レ気色_レ者(貞信公記抄・天慶元・四・一四)

○護常喚息子扶隆繁等_レ為_レ將門_レ被害_レ之由、(真福寺本將門記・複製本四二)

(三)記録、文書、消息の内容である事柄、事実あるいは趣旨をあらわす語句をうけるもの

○件事、或無_レ五位_レ可_レ用_レ六位、然而延喜御時、無_レ五位_レ之時_レ可_レ用_レ四位_レ之由、見_レ御記、(権記・長保元・一〇・二二)

○為_レ良兼_レ被_レ殺_レ損及奪_レ掠_レ人物_レ之由具_レ注_レ下_レ総國_レ之解文_レ言_レ上_レ於_レ官都_レ、(楊守敬旧蔵本將門記・複製本四九)

○中云、日本紀有_レ聖武天皇造_レ新薬師_レ佛像_レ之由、不見_レ具由、(村上天皇御記・応和二・二二・二九)

○早朝、予、夜前令_レ渡給_レ事_レ慶之由の消息ヲ、遣_レ大宮大夫許、(台記・保延二・一一・五)

○仍可_レ捕送_レ之由移_レ牒_レ送_レ於_レ下_レ総國_レ并_レ將門_レ、(真福寺本將門記・複製本二九)

○而不_レ承_レ引_レ可_レ合_レ戰_レ之由_レ送_レ返_レ事_レ、(同右 三〇)

(而國不_レ承_レ引_レ合_レ戰_レ之由_レ示_レ返_レ事_レ、(楊守敬本四〇)

右三例は、「由」が連体修飾する例である。連体格助詞「ノ」を伴っている。

(四)規約・法令等の内容、趣旨をあらわす語句をうけるもの

○内裏仰云、去八日依陰陽寮勅申、以十三日可行何前事之由
定了也(九条殿記・天曆四・一一・一二)

○又五位以上不可織外之由、法条所制也、(権記・長徳四・一
二・一四)

○仍其賞申二加階一事、三度可令申二大殿之由約束畢、(白記二・
保延二・一一・六)

○望請蒙天裁被停止此由將知 貪利之甚矣(尾張国解
文一五条)

(五)その他、人間の行為、活動においてその内容、対象をあらわすも
の

○上卿召外記仰云、可奏御ト之由示内侍者、(九曆殿記・承
平五・一二・一〇)

○辰刻使藏人文利間中宮兼令問止産養否之由(村上天皇
御記・康保元・四・二一、訓点は東松本大鏡裏書のもの)

○弥授丁寧誠欲被祈成就之由(高山寺本古往来・二九三行)
武藏権守裏世王 介源経基与足立郡司判官代武蔵武芝 共各

争不洽之由(楊守敬旧蔵本将門記・複製本三〇ペ)

○爰大式并成季等謀殺親任、凡合戦之間殺害人多之由、近日披露、
(水左記・永曆四・五・六)

四 形式名詞以外の「由」字

「事由」(コトノヨシ)の用法上の特色は構文上何らかの動詞の連
用修飾語(目的語)となることである。その動詞は「言ふ」「聞く」

に類するものがほとんどで、特に、奏、申の二語が多く仰、啓、奏
聞等がこれに次ぐ。これは形式名詞「由」の場合と同様の傾向であ
る。(表IV)

○便參公庭具奏事由(楊守敬旧蔵本将門記・二ペ)

○須先如命聞申事由於非違別当殿(高山寺本古往来八八行)
遣邦基朝臣於右大臣第、仰事由(醍醐天皇御記・延喜一七・
一・一二)

○為啓事由解文進上(和泉往来七月往)

○御馬引由、奏聞事由(御堂関白記・長保二・正・七)
「無由」(ヨシナシ)は記録体ではあまり例は多くない。次のよう
な例が管見に入った。

○今臣年来纏病痾、無由出仕、(九曆抄・天曆三・正・二一)

○行幸経営之比、無由奏聞、(権記・長徳元・一〇へ二敷・二
四)

○爰将門欲罷不能擬進無由(真福寺本将門記・一ペ)

右三例はいずれも、「方法がない、不可能である」といった意味で
ある。

○命云、小舍人所申雖不可疑、諸司下部無由不可拔刀(権
記・長保元・七・三)

「大した理由もなく、むやみに」といった意味。
○右方人於二本御書令内取云々、極無由事也、(小右記・永
延二・八・二一)

「無意味な、取るに足りない」といった意味。
ヨシナシはほとんど一語に熟合して用いられている。読みは前田

本色葉字類抄に

无由ヨシナシ(上ヨ墨字)

とあって確認でき、また当時の和文学作品にも「よしなし」の例は多い。ただ次の例はいささか問題になる。

○守元「命朝臣正「税利」_一稲外率徴_{スル}無_ニ由_ル事(尾張国解文四条)

「由」字に「へ」という送り仮名があるので、「(ユ)。(ハ)。(ナ)。(キ)」と読むのであろう。ただこの例の場合、「由」は「(税としての)正當さ、根拠」の意味であって、この「無由」は一語に熟合しているヨシナシとは別と見るべきである。

「由」には右のほかに動詞「ヨル」(原因、理由、由来の意味)を表記した例がある。

○参_ニ向極楽寺、由_ニ如_一宮御態_也、(貞信公記抄・延喜二〇・四・一一)

○大内御修法於_ニ山御願堂始_レ行、(略)但御修法七口也、由_ニ天変_一可_ニ慎給_一也、(同右・天慶二・六・一一)

○其状云、雷電、起_レ響_ニ是、由_レ風雨之助、鴻_ニ鶴凌雲_一只_ニ資羽_一翔之用_也。(真福寺本将門記・複製本五ペ)

○天_ノ藥_ハ之起_ル莫_ク不_ニ由_一於_ニ斯_一(尾張国解文一条)

竹内理三編『平安遺文』古文書編一〜四所収の文書一七九七編には、尾張国解文をも含めて一三編に一六例の「由(ヨル)」がみえる。色葉字類抄にも「由ヨル」の訓がみえる。

依_{ヨリ}因_テ藉_テ寄_リ仍_レ由_ル(以下略)(前田本上ヨ辞字)

なお「所由」という例がいくつか見えるが、尾張国解文の加点点より音読されていたことがわかる。「理由、根拠、由来」等の意味

である。

○但件定頗無_ニ所由_一、何者、其由不_レ論_ニ参否_一、皆計_ニ入左右_一、(九曆殿記・天慶七・三・七、割注の部分)

○右府承_レ之、以_テ説_テ孝朝臣_一僧等_ニ参上_一無_ニ所由_一、(御堂関白記・寛弘三・七・一一)

○称_レ所_ニ由_一差_テ法_ト暗_ニ以_テ免_レ凌_ス(尾張国解文八条)

五 奈良・平安初期の「由」

平安時代の記録体における「由」字の用法を概観してみたが、はたしてどのような用法、特に形式名詞「由」はいつごろからみえるのか。「由」の用法の起源を奈良時代、平安時代初期の変体漢文、記録体の中に求めていくことは十分可能であろう。そして、中国漢文における「由」とのかかわりを考えるうえにも、変体漢文、記録体における「由」の史的変遷を把握しておく必要がある。

奈良時代における変体漢文の資料として古事記について調べてみた。その訓読法いかにについては一切考慮せず、漢文の構造だけに注目してみると、「由」字の用法は次のようである。

実質名詞：一例 形式名詞：五例 「何由」：四例 「何由以」：三例 「所由」：四例

古事記においてすでに形式名詞の用法がみえるが、その意味を考えてみると、実質名詞と同様に「原因、理由、由来」の意味であって、平安時代の「由」の大部分を占める「内容・趣旨」の意味のものあらわれていない。

○其父大神、問_ニ其聳夫_一曰、今且聞_ニ我女之語_一、云_レ三年雖_レ坐、恒無_レ歎、今夜為_ニ大蒙_一若有_レ由哉、亦到_ニ此問_一之由奈何、爾語_ニ其大

神、備如^レ其兄罰^ニ失鈎^コ之状^カ（大成本上五五オ）

○爾天照大御神間驚而、詔^レ我那勢命之上來由者、必不^ニ善心^一、欲^レ奪^ニ我國^一耳^カ（上一五オ）

○其河謂^ニ佐韋河^一由者、於^ニ其河辺^一山由里草多在、故取^ニ其山由里草之名^一、号^ニ佐韋河也^一、（割注 中一〇ウ）

「何由」「何由以」は、原因・理由を問う疑問詞、「所由」は原因・理由の意味をもつ名詞である。

奈良時代の変体漢文資料として、さらに『大日本古文書』所収の正倉院文書、竹内理三編『寧楽遺文』上中下所収の文書、風土記、金石文等、平安時代初期の資料として、『平安遺文』古文書編一所収の文書（西暦九〇〇年までのものに限った）、古語拾遺、日本霊異記、東大寺諷誦文稿、日本感靈録を調査した。（表Ⅴ）

形式名詞用法は奈良時代初めよりあらわれている。ここでその意味について考えてみると、古い方の例は原因、理由、由来等であつて、古事記と同様である。

○奪谷 葦原志許乎命与^ニ天日槍命^一二神、相^ニ奪此谷^一、故曰^ニ奪谷^一、以^ニ其相奪之由^一、形如^ニ曲葛^一、（播磨国風土記〈716頃〉六禾郡）

○爾時祖命御子乘^ニ船而^一、率^ニ巡八十嶋^一、宇良加志給柄、猶不^ニ止^一哭之、十八神夢願給、告^ニ御子之哭由^一、夢爾願坐、（出雲国風土記〈73〉仁多郡）

○右熟銅、從^ニ国解文所^一欠、勘^ニ問其由^一、君長等申云、（丹裏古文書 一一六号〈73頃〉）

○右人、依^ニ大臣禪師宣^一、自^ニ去八月十六日^一始、令^ニ奉^一写御願大般若經、其事未^レ畢、今件人疑云、顯^ニ不^レ參之由^一、欲^レ申^ニ送於本司^一者、（造東大寺司移文案〈764〉）

内容・趣旨をあらわす「由」は奈良時代末頃からぼつぼつあらわれてくるようだが、理由の意味ともとれるものもあり、意味の判別がむずかしい。

○然件船不知^ニ彼来由^一、但江川渡間乘^ニ件広国^一、因^ニ兹所^一縛參上、仍具^ニ其由^一、（造石山寺公文案帳〈762〉）

○然今是經奉^ニ写年并部卷数^一、及請散之由具顯如^レ件、（奉写御執經所等奉請経継文〈764〉）

○右、被少僧都宣云、去天平十七年為^ニ御願^一奉^ニ写千卷最勝王經内^一、今奉^レ請^ニ内裏^一、若^ニ其往々煩請^一、而^ニ寺家不^レ在者^一、其散去之由及見在之數勘注申送者、（同右〈764〉）

○所^ニ進田壹伯町^一、從^ニ元零落^一、彼此秋收不^レ便、因^ニ兹当^一授^ニ田時^一、論^ニ可^一相換^ニ由^一、（越前国使等解〈766〉）

平安時代に入ると、内容・趣旨の意味の「由」が多くなる。

○牒、件田施納尚久、（略）願也子細加^ニ檢察^一、任^ニ圖欲^一正^ニ判矣^一、仍錄^ニ患由^一、以^ニ請^一国裁、謹牒、（大和国川原寺牒〈820〉）

○因^ニ兹年中修理^一、已致^ニ闕怠^一、社破之崇屢^レ兇、郷邑託宣之咎頻示、神主等雖陳^ニ此由^一、国郡曾不^ニ改行^一、（太政官符案〈847〉）

○前々寺所預^ニ三段二百步^一、被^ニ奪公田二段也^一、披陳^ニ其由^一、（近江国依智莊檢田帳〈859〉）

○爰祖父国益道麻呂等、（略）共^ニ伊予別公等^一、具注^ニ為^一同宗^ニ之由^一、即十九年七月十日進上之矣、（讃岐国司解〈867〉）

「内容・趣旨」の「由」は文書にあらわれている。『寧楽遺文』には当時の純漢文、変体漢文の文献が多く収載されているが、文書以外にはあらわれていない。この傾向は平安初期にも引き継がれており、変体漢文（あるいは漢文に和習を含むもの）で書かれた左のよ

うな（文書以外の）文獻にもみえない。

○於是、大地主神、令片巫志止ヒツクナサ今俗カクハ占ウラナヒ求其由、御歳神、一本行為ナゲリ崇カミ（嘉禄本古語拾遺、平仮名は原本のヲコト点）

○長男馬養、後六日寅卯時、同処依泊也。当土人等見之、問来由、

状知敬養、申当国司。（日本霊異記下二五）

○不奉造仏写経者、依何為報徳之由。不懸幡蔽堂者、由何為送恩之便。（東大寺諷誦文稿二三〇行）（この「由」は「方法、手段」の意）

「内容・趣旨」の形式名詞「由」は、「原因・理由」の「由」がその実質的意味をしないで稀薄化させて成立したものと考える（この考えの根拠は次章において論ずる）が、文書の変体漢文の中で発生したらしい。築島裕博士、峰岸明氏は変体漢文資料の分類を試みられたが、それぞれに異なる言語の相違があるかは明らかでない。ただ、文書は日常の実用に供されたものであり、修辭よりも達意を旨としたものだから、その漢文も比較的中和化の進向が早かったのである。

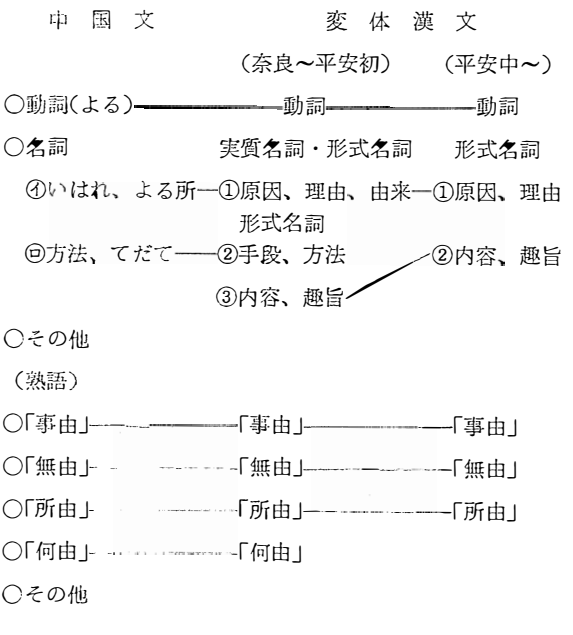
六 記録体の「由」と中国文獻との関連

最後に、記録体における「由」の用法ははたして中国における「由」に基盤をもつものなのか、その両者の関連について考える。「内容・趣旨」の「由」の形式名詞用法は漢文にはみえないというのがこれまでの通説となっている。それがもし事実だとすれば、この「由」はいかにして発生したのであるうか。変体漢文には「コトノヨシ」「ヨシナシ」という語があり、それが漢文にある「事由」「無由」

と関連があるらしいことを思えば、やはり形式名詞「由」の発生にも漢文と何らかの関連のあることを想定すべきではないか。

ここで諸橋轍次『大漢和辞典』、『康熙字典』、『中文大辞典』等を参照したが説明内容は大同である。大漢和辞典の意味項目を筆者流に整理する。（本論に直接関係しないものは省略）

- 動詞：①による（因、経、式）④行ふ（行）⑤用ひる（用）
- 名詞：①よし④いはれ⑤方法
- 副詞：①④なほ（猶）
- 助辞：①より・から（自）⑤もつて（以）⑥おいて（於）（そ



の他省略)

熟語：「事由」「無由」「所由」「何由」等

右を変体漢文の「由」と対照させよう。(前ページ)

意味・用法の微妙な差異を問わないことにすれば、変体漢文にみえる「由」字は、熟語をも含めて、漢文にも同様のものがみえる。ここでその対応いかんが問題となるのはやはり形式名詞の場合である。これに対応する可能性の高いものとして、大漢和辞典の⑤よしの項目が考えられる。用例は次の二例である。

①いはれ。よる所。ちなみ。(白居易、春生詩) 先遣和風報消息、統教啼鳥説来由。

②方法。てだて。(論語、子罕) 雖欲從之、末由也已。

中国文献の語彙索引は内外より多数刊行されているが、それらを利用して筆者も調査してみた。内容・趣旨の意味の「由」はまだ管見に入らないが、右の①②にあたるものとして次のような例を見いだした。

○仲尼曰、知之難也。有臧武仲之知、而不容於魯国、抑有由也。(春秋左氏伝、襄公二三年)

○汲黯在郎署、何武恥為宰相、千載揆之知、其有由也。(文選四二・与侍郎曹長思書)

○百祥奔盛明、古先莫能備、坡陀金蝦蟆 出見蓋有由。(杜甫・奉同郭給事湯東臺湫作)

○問胡不婦良有由、美酒傾水多肥牛。(韓愈・劉生詩)

右は①「いはれ、よる所、ちなみ」にあたる。
○然自恨閻劣 雖願其繼續 而從之末由(文選二五・贈何劭王濟詩)

○狄之水兮 其色幽幽 我将濟兮 不得其由(韓愈・琴操十首・將掃操)

右は②「方法、てだて」にあたる。

ここで日本人の作成した純漢文として日本書紀における「由」字の用例を調査した。もし右の①②にあたる「由」が用いられていたとすれば、当時文章作成にあずかっていた日本人は中国におけるこの「由」を十分に認識していたことになり、変体漢文を草する際にも用いたことになる。

由ル……………154(うち、由是105、由此9、由斯3、由茲1を含む)
(形式)名詞…?

その他熟語：23(事由1、無由3、所由9、何由5、由来3、由前1、自由2)

名詞の例は七例ともに原因・理由の意である。

○皇后見其珠、既似鷓鴣鳥皇女之珠、則疑之、命有司、推問其玉所得之由。(仁徳四〇年)

○故太后息長足姬尊、与大臣武内宿禰、每国勅置官家、為海表之蕃屏、其来尚矣、抑有由焉、縦削賜他、違本区域、(継体六年)

○卅二年春三月戊申朔壬子、遣坂田耳子郎君、使於新羅、問任那滅由。(欽明三二年)

さて、形式名詞「由」のもう一つの意味(内容・趣旨)のものであるが、中国文献に例がないか調べたが、いまだ管見に入らない。辞書、文法書等をもあれこれ検したがそれらしい説明はみえない。古代中国の現存する文献の数量は膨大であり調査しえた文献はその僅かな一部である。しかも筆者はこの方面には全く疎い。したがって

臆断を下すのは躊躇されるが、築島、山口両氏の指摘のとおり中国にはこの意味の「由」はなかったものと考えられる。とすると、平安時代以降記録体において急増したこの形式名詞「由」はどのようにして発生したのか。これも臆説であるが、日本の変体漢文の内部で原因、理由等の意味の「由」から発生したものではないか。その理由として左を指摘できる。

一原因、理由の「由」は奈良時代初頭、古事記(712)よりみえる。内容・趣旨の「由」は奈良時代末からそれらしき例がみえ確例は平安時代より増加、発生時期が遅れている。

一内容・趣旨の「由」は実質的な意味が全く稀薄化しており、原因・理由の意味から、由来・事情、事柄・趣旨、単なること、のようにその転成の過程を説明できる。事実、これらの中間的な例もある。

一平安初期までにおいて、内容・趣旨の「由」は文書においてみられ、文学作品等にはみえないが、純漢文との距離ということを考えれば文書の方が遠く和化の度合が強かったわけで、その「由」が日本的なことを示唆する。

一「よし」の仮名書き例をみると、万葉集等上代の資料には「理由、わけ、由来、いわれ」等の意味はみえるが、「趣旨、こと」等は平安時代以降の出現である。(時代別国語大辞典上代編、日本国語大辞典等参照)

一「由」字と「ヨシ」の訓との結びつきは「由」字が「原因・理由、手段・方法等」の意味をもち、日本語の「よし」も本来その意味をもっていただけから成立したもので、後「よし」に内容・趣旨の意味が生じて「由」字もその表記に用いられたものであ

らう。なぜなら中国の「由」字には内容、趣旨の意味はもたないから、変体漢文において最初からその意味で「由」字が使われたはずはない。

七 今後の課題

形式名詞「由」の意味・用法の分析と発生の経緯とについて考察を試みた。「内容・趣旨」の「由」は奈良時代末より例があらわれてきたものだが、さてそれがなぜ平安時代以降用例を増大させてきたのか、大きな問題が残る。記録体には「由」に限らず、「事」「条」「状」「間」「程」「処」「上」等、数多くの形式名詞が用いられる一つの文体的特徴をなしている。それらが一体いかなる機能をはたしているのか。またその機能ゆえに中国文にない独自の用法を発達させ多用されてきたものであろう。これらの問題は今後の課題にして、ひとまず筆をおく。

(1) 記録体、変体漢文という術語は峰岸明氏の規定にしたがった。『岩波
日本語10文体』所収「記録体」一六六頁、『国語学大辞典』の「記録
体」「変体漢文」の項(いずれも峰岸氏執筆)、等を参照。

(2) 主な研究として左をあげることができる。
築島禎『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(昭和三八)
佐藤喜代治『日本文学史の研究』(昭和四一)

峰岸明『今昔物語集に於ける変体漢文の影響について——「間」の用法をめぐって——』(『国語学』三六、昭和三四—三)

山口佳紀『今昔物語集の文体基調について——「由(ヨシ)」の用法を通して——』(『国語学』六七、昭和四一—二)

青木孝「吾妻鏡に見える『處(処)・所(所)』両字の使い分けについ

て―接続助詞的に用いられた「處」字を中心として―(『青山学院女子短大紀要』二八、昭和四九―一)

小山登久「公家日記に見える『所(處)』字の用法について―平安時代の資料を対象に―(『国語國文』四六―四、昭和五二―四)

小山登久「公家日記に見える『所(處)』字の用法について(続) (『ノートルダム清心女子大紀要(国語國文)』二二―一、昭和五三―一)

(3) (2) 文献。

(4) 真福寺蔵の正中二年(一二二五)加點本による。この原本には墨の仮名、返点、連字符、朱のヲコト点がある。挙例にあたって原本の仮名は片仮名で、ヲコト点は平仮名で示す。

(5) 将門記は真福寺本(承徳三年(一〇九七)加點)と楊守敬旧蔵本(院政初期加點)とを調査したが、本文大同の場合、楊本の方が加點が詳細なので、挙例の際にはこちらを優先した。

(6) 「事由」は「事ノ由」と加點され、「事之由」という表記例(小右記天元五年正月一三日ほか)もあるので、普読でなく「コトノヨシ」と訓読されたものである。

(7) 築島裕博士前掲書、峠岸明氏「記録体」(前掲)。

(8) 前掲築島・山口尚氏文献。

(9) 山口佳紀氏は前掲論文において、「日本語の『コトノヨシ』はあるいは『事由』の直訳によって生じた語かも知れない」、また「無由」については「意味的に云って、『今昔物語集』の「由无シ」と結び付けるのは余り適当とは思えない」と述べられた。しかし、変体漢文の「無由」は、仮に日本の変容に伴う意味・用法の差異が生じていたとしても、もとは漢文の「無由」にあるわけだから、両者の結び付きを想定せざるをえない。

(使用テキスト)

調査文献は次のテキストによる。

三代御記・権記・水左記・台記、以上『増史料大成』。

貞信公記・九曆・小右記・御堂閔白記・後二条師通記、以上『大日本古記録』。

正倉院文書、『大日本古文書』一―二五。

『寧桑遺文』上中下。

『平安遺文』古文書編二三四。

真福寺本将門記、古典保存会複製本。

楊守敬旧蔵本将門記、貴重古典籍刊行会複製本。

真福寺本尾張国解文、名古屋温故会複製本。

和泉往来、『日本教科書大系』往来編二。

高山寺本古往来、『高山寺本古往来表白集』。

古事記、『古事記大成』。

古語拾遺(嘉禄元年写加點本)、貴重図書複製会複製本。

日本靈異記、『日本古典文学大系』『日本古典文学全集』、『説話の語文日本靈異記漢字索引』を参考にした。

東大寺諷誦文稿、『勉誠社文庫』。

日本感靈録、『阪本竜門文庫複製叢刊』。

日本書紀、『新訂国史大系』、『日本書紀総索引』参照。

色葉字類抄、『色葉字類抄研究並びに総合索引』、『色葉字類抄漢字索引』参照。

中国文献の調査には左の索引類を参照した。なお注釈書の類をつとめて参照して調査の誤りのないよう努力した。

『四書索引』、『五経索引』、『文選索引』、『孫子索引』、『十三経索引』。

『大戴礼索引』、『列子索引』、『世説新語索引』、『楚辞索引』、『陶淵明詩文綜合索引』、『玉台新詠索引』、『李白歌詩索引』、『王維詩索引』、『張籍歌詩索引』、『温庭筠歌詩索引』、『韓愈歌詩索引』、『漢詩大系』、『尚書通

校。『草木物詩注引得』・『管子引得』(中文研究資料中心研究資料叢書)。
『文心雕龍新書通校』(中法漢學研究所通檢叢刊、他一四編も調査)。
『毛詩引得』・『周易引得』・『春秋經傳引得』・『杜詩引得』・『論語引得』・
『孟子引得』・『爾雅引得』・『莊子引得』・『墨子引得』・『荀子引得』・『考
經引得』(哈仏燕京學社引得)。

表 I

文 献	調 査 範 囲	形 式 名 詞			事 由 (トヨ コノ シ)	無 由 (ヨナ シ)	動 詞 (所 由)	計
		原 因・ 理 由	内 容・ 趣 旨	計				
宇多天皇御記	全	1	4	5	1	0	0 (1)	6
醍醐天皇御記	全	1	30	31	5	0	0	36
村上天皇御記	全	3	130	133	13	0	0	146
貞信公記	貞信公記抄	10	71	81	6	0	5	92
九 曆	九曆抄、九曆殿記、 九曆記	20	211	231	17	1	0 (1)	249
小 右 記	冒頭より長徳元・12 まで(全体の約1/9)	19	519	538	58	3	1	600
御堂関白記	冒頭より寛弘 8・12 まで(全体の約1/2)	4	328	332	34	0	0 (1)	366
権 記	冒頭より長保 2・12 まで(全体の約1/3)	15	684	699	10	2	3	804
水 左 記	全	6	399	405	8	1	0	414
後二条師通記	冒頭より寛治 4・6 まで(全体の約1/3)	1	302	303	12	0	0	315
台 記	冒頭より天養元・12 まで(全体の約1/3)	0	323	323	26	0	1	350
将 門 記	全	5 (2)	28 (21)	33 (23)	4 (4)	1 (0)	1 (0)	39 (27)
尾張国解文	全	2	9	11	0	1 (?)	3 (1)	15
和泉往来	全	0	0	0	2	0	0	2
高山寺本古往来	全	2	28	30	4	0	0	34
(計)		89	3066	3155	292	10	11 (4)	3468

(注1) 将門記は真福寺本の数量。()内は楊守敬旧蔵本。次表も同様。

(注2) 動詞()内は「所由」の例数

表 II

	言 語	思惟・知覚	記録・文書	規約・法令	そ の 他	計
字 多	2	0	0	0	2	4
醜 齣	22	1	2	0	5	30
村 上	95	3	13	0	19	130
貞 信	61	2	1	0	7	71
九 曆	155	11	16	3	26	211
小 右	414	5	31	3	66	519
御 堂	269	1	4	0	54	328
権 記	554	11	13	9	97	684
水 左	272	13	24	7	83	399
後 二	263	1	2	2	34	302
合 記	219	20	31	4	49	323
将 門	10(8)	2(0)	6(4)	0(0)	10(9)	28(21)
尾 張	2	4	1	1	1	9
和 泉	0	0	0	0	0	0
高 山	21	2	0	1	4	28
(計)	2359	76	144	30	457	3066

表 Ⅲ

	申	仰	奏	告	承	聞	云々	答	奏聞	啓	その他	延べ		異なり	
												総数	敬語	総数	敬語
宇多	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	2	2
醍醐	10	4	3	1	0	0	0	0	0	1	3	22	19	8	5
村上	35	34	2	1	0	4	0	0	0	0	19	95	87	23	16
貞信	14	14	13	8	0	0	0	0	0	0	12	61	49	14	9
九曆	40	39	24	3	6	2	0	1	2	4	38	155	139	25	17
小右	103	108	71	14	7	5	10	1	9	8	78	414	360	52	34
御堂	78	87	46	2	4	5	2	0	17	4	24	269	253	23	17
権記	154	180	64	22	9	4	10	2	0	9	100	554	486	59	41
水左	87	46	17	12	4	15	4	25	1	2	59	272	192	43	26
後二	99	68	11	11	34	4	2	0	1	2	31	263	243	25	19
合記	92	53	3	7	5	7	4	5	1	0	42	219	181	33	21
将門	0	1 (1)	1 (0)	0	0	4 (3)	0	0	0	0	4 (4)	10 (8)	4 (3)	6 (5)	3 (2)
尾張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0
和泉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山	1	1	0	0	1	0	6	0	0	1	11	21	14	12	10
(計)	713	635	256	81	70	50	38	34	31	27	424	2359	2029 (86.0%)	140	96 (68.6%)

(注1) 「申請」「仰知」「謝奏」等、複合動詞と見られるものも一語として上表に含めた。次表同様。

(注2) 「有申」「蒙仰事」「有其聞」等の語句は、「申」「仰」「聞」の動詞の一表現とした。

表 IV

	奏	申	仰	啓	奏聞	その他	計	「言ふ」「聞く」に類する動詞			
								総例	敬語	ことなり	敬語
宇多	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
醍醐	1	0	1	0	0	3	5	2	2	2	2
村上	4	1	6	0	0	2	13	13	13	5	5
貞信	2	0	0	0	0	4	6	5	2	2	1
九曆	6	1	3	0	1	6	17	15	14	7	6
小右	23	8	7	2	1	17	58	44	44	8	8
御堂	14	9	0	4	3	4	34	33	32	7	6
権記	61	26	2	6	3	4	102	99	99	6	6
水左	5	2	0	0	0	1	8	7	7	2	2
後二	7	4	0	0	0	1	12	11	11	2	2
台記	7	17	0	0	0	2	26	24	24	2	2
将門	2 (2)	0	0	0	0	2 (2)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	3 (3)	1 (1)
尾張	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和泉	0	0	0	1	0	1	2	2	2	2	2
高山	0	1	0	1	0	2	4	4	4	4	4
(計)	132	69	19	14	8	50	292	263 (97.3%)	256 (97.3%)	21	17 (81.0%)

表 V-1

文 献	年 代	実質 名詞	形 式 名 詞		事由	無由	動 詞 (所由)	その他
			理由・ 由来	内容・ 趣旨				
古 事 記	712	1	5	0	0	0	0(4)	何 由 4 何 由 3
播磨国風土記	716頃	0	1	0	0	0	8(由比3)	0
常陸国風土記	721頃	0	0	0	0	0	4(由是)	0
出雲国風土記	733	0	1	0	0	1	0	0
肥前国風土記	732~40頃	0	2	0	0	0	0	0
仏足石記	753 以降 (761 以降)	0	0	0	0	0	1(由其)	0
大安寺碑	775	0	0	0	0	0	2(由是1)	0
聖武天皇勅旨写経 御願文	734	0	0	0	0	0	1(由是)	0
目代国造豊足解裏 書	739	0	1	0	0	0	0	0
丹裏古文書 116 号	753?	0	1	0	0	0	0	0
大唐大典録第十奥 書	755	0	0	0	0	0	1(由是)	0
大津大浦啓	758	0	1	0	0	0	0	0
坤宮後坐三尾隅足 書生貢進啓	758	0	0	0	1	0	0	0
丸部足人解	760	0	0	0	0	0	1(由此)	0
石山院奉写大般若 所注進文	762	0	1	0	1	0	0	0
造石山院所公文案	762	0	2	0	0	0	0	0
造石山寺公文案帳 (三通)	762	0	3	1	0	0	1	0

表 V-1 (承前)

文 献	年 代	実質 名詞	形 式 名 詞		事由	無由	動 詞 (所由)	その他
			理由・ 由來	内容・ 趣旨				
土師名道書生貢進啓	762	0	1	0	0	0	0	0
岡田入米檢使解	762	0	1	1	0	0	0	0
造東大寺司移文案	764	0	4	0	0	0	0	0
奉写御執經所等奉請經繼文	764	0	1	1	0	0	0	0
越前国足羽郡大領生江臣東入解	766	0	1	0	0	0	0	0
越前国使等解	766	0	0	1	0	0	0	0
民部省符	767	0	0	1	0	0	0	0
民部省牒	767	0	0	1	0	0	0	0
太政官符案	773	0	0	0	0	0	1	0
蒲生周恵庄解	775	0	0	0	0	0	0(1)	0
上村主真豊状	宝龜年中 (770~81)	0	0	0	0	0	0(1)	0
解文断片	771頃?	0	0	0	0	0	1(由比)	0
雑經本勘檢注文案	?	0	0	0	0	0	0	根 由 2
(計)		1	26	5	2	1	21 (所由 6)	何 由 4 何 由 以 3 根 由 2

表 V-2

文 献	年 代	実質 名詞	形式名詞		事由	無由	動詞 (所由)	その他
			理由 由来	内容・ 趣旨				
古語拾遺	807	0	1	0	0	0	0	何由1
日本靈異記	822頃	1	1(理由) 1(手段)	0	0	7	14(1)	何由1
東大寺諷誦文稿	830頃	0	1(手段)	0	0	0	18(由此3)	0
日本感靈録	847以降	0	0	0	0	1	3(由此) (1)	0
最澄牒状	805	0	0	0	0	0	0	行由1
大和国川原寺牒	820	0	0	1	0	0	0	0
観心寺縁起実録帳案	837	0	0	0	0	0	1	因由1
阿波国牒	844	0	0	0	0	0	1	0
太政官符案	847	0	0	1	0	0	0	0
尾張国符案	847	0	0	1	0	0	0	0
神祇官移案	850	0	0	1	0	0	0	0
大宰府牒	853	0	1	0	0	0	0	0
円珍牒(五通)	853	0	0	0	0	0	0	行由4
唐国台州懸牒	853	0	0	0	3	0	0	0
唐国越州都督府過所	855	0	0	0	0	0	0	行由1
唐国尚書省司門過所	855	0	0	0	0	0	0	行由1
円珍牒(三通)	858	0	0	0	2	0	0	行由1 元由1

表 V-2 (承前)

文 献	年 代	実質 名詞	形 式 名 詞		事 由	無 由	動 詞 (所由)	そ の 他
			理 由・ 由 来	内 容・ 趣 旨				
近江国依智荘検田帳	859	0	0	1	0	4	0	0
讃岐国司解	867	0	0	1	0	0	0	0
高子内親王家荘牒案	867	0	1	0	0	0	0	0
禅林寺式	868	0	1(手段)	1	0	0	0	0
安祥寺伽藍縁起資財帳	871	0	0	0	0	0	1	0
左京土師吉雄田地売券	876	0	0	0	0	0	0(1)	0
太政官符写	900	0	0	2	0	0	0	0
(計)		1	4(理由) 3(手段)	9	5	12	38 (所由3)	何由2 行由8 因由1 元由1

(筑波大学大学院博士課程日本語学)

(付記) 草稿を峰岸明先生に御一読いただき、御高教をたまわった。末筆ながらあつく御礼申しあげる。